

第5回検討委員会での審議内容及び対応方針について

	No	審議内容	対応方針
都市計画公園・緑地について	1	実現性の評価について ・土地建物の所有形態や利用目的で判断しているのか、建物の構造で判断しているのか整理すべき。	土地建物の所有形態、建物の立地状況からコミュニティへの影響・買収の困難度、立地している施設の重要度から移転の困難度を判断し、実現性を評価している。なお、5 実現性の評価の表において、どの視点において実現性を評価したか分かるように欄を追加（調書 2. 見直し評価結果と内容のページ）
	2	代替性の評価について ・廃止と評価する際は、代替と評価している「みどり」について、どの公園機能の代替として評価しているのか、定性的な説明を加えるべき	4 代替となる「みどり」の配置等の状況の表の〈みどりの配置〉の欄において、どの公園機能の代替となっているか記載（調書 2. 見直し評価結果と内容のページ）
	3	区域の分割について ・未着手区域を分割して評価する場合は、分割の理由を記載すべき。（竹田公園）	4 代替となる「みどり」の配置等の状況の表と5 実現性の評価の表の間に、区域により実現性の評価に差があることから区域を分割する旨を記載（竹田公園調書 2. 見直し評価結果と内容のページ）
	4	面積錯誤の訂正について ・見直し対象のうち未着手区域がないものについて、評価を行っているものと、評価していないものがあるが、どのように整理しているのか。	実態として開園済の公園については評価しないものとし、見直し手順を削除（唐橋西寺児童公園、桜島児童公園、醍醐辰巳公園調書）
土地区画整理事業について	5	見直し後の取組について ・市街地環境に課題があるが、土地区画整理事業を一旦廃止する地区では、検討フローのとおり、存続・廃止の評価後の取組を調書にしっかり記載すべき。	存続・廃止の評価後の取組を記載（調書 2. 見直し評価結果と内容のページ）
	6	都市計画決定理由の検証について ・「未着手区域が民間開発されているから決定理由は適合していない。」という説明ではなく、「良好な市街地が形成されているから適合していない。」など、決定理由に対する評価を記載すべき。 ・決定理由には複数の理由があるはずなので、それぞれについて適合・不適合を評価すべき。	決定理由に対する評価を記載（調書 2. 見直し評価結果と内容のページ。資料「都市計画決定理由の検証結果・評価内容」） 決定理由が複数ある地区においてそれぞれの決定理由に対する評価を行うように修正（調書 2. 見直し評価結果と内容のページ。資料「都市計画決定理由の検証結果・評価内容」）